平成２７年（フ）第５６１号
堺市北区中長尾町２丁３番24号
債務者　南正明こと　ＣＨＡＮＧ　ＪＵＮＧ　ＭＹＵＮＧ　張　　正明
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６７０号
堺市南区赤坂台３丁９番19―506号
債務者　熊谷　智恵
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８０号
大阪府高石市取石２丁目13番53号、住民票上の住所堺市西区上野芝町２丁５番１―205号
債務者　時子山大雄
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８１号
大阪府高石市取石２丁目13番53号
債務者　山田　　栄
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７０８号
大阪府河内長野市錦町30番７―201号
債務者　水本　幸男
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７８号
大阪府羽曳野市桃山台３丁目３番27号
債務者　津村　　元
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９５号
大阪府松原市天美南５丁目15番４号
債務者　林　　琴子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９７号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番４―410号
債務者　網永　智和
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０４号
堺市東区日置荘西町７丁９番17号
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
沖縄県那覇市字大道172番地18　２階
債務者　上村　正史
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５１号
沖縄県浦添市伊祖１丁目17番８―201号　パークサイドヒル
債務者　赤嶺　秀男
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６１号
釧路市鶴野東１丁目11番５号　サンハイツ伊東２―Ｄ号室
債務者　福井　厚彦
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３６１１号
大阪府守口市京阪北本通２番24―201号
債務者　神田　美紀
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５４号
大阪市淀川区塚本２丁目９番12号ロイヤル大淀402号
債務者　東　　希（旧姓西）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９０号
静岡市葵区北安東５丁目25番８号　メルセジュール102号
債務者　渡邉　真治
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６９号
東京都羽村市栄町１丁目９番地６第１コーホーマンション222
債務者　畠山　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３号
岡山県新見市哲西町畑木1385番地
債務者　荒木　徹也
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午後２時
岡山地方裁判所新見支部